

中野市保育料表

(別表1) 平成22年4月1日

在籍する児童の属する世帯の階層区分			保育料額(月額)		
階層	定	義	3歳	3歳児	4歳
			未満児		以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0
第2-1	第1階層及び第4-1階層を 前年度分の 市町村民税 非課税世帯 の所得税非課 税世帯	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2-2		上記以外の世帯	8,800 (4,400) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】
第3	前年度分の市町村民税課税世帯	母子・障害者等のいる世帯	13,300 (6,650) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】
		上記以外の世帯	13,300 (6,650) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】
第4-1	第1階層を除 き、前年分の 所得税課税 世帯	前年分の所得税額が 12,000円未満の世帯	19,600 (9,800) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】
第4-2		12,000円以上 40,000円未満の世帯	25,700 (12,850) 【 0】	21,800 (10,900) 【 0】	20,300 (10,150) 【 0】
第5		40,000円以上 103,000円未満の世帯	40,000 (20,000) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】	23,800 (11,900) 【 0】
第6	世帯	103,000円以上 413,000円未満の世帯	49,800 (24,900) 【 0】	29,200 (14,600) 【 0】	26,200 (13,100) 【 0】
第7		413,000円以上の世帯	50,200 (25,100) 【 0】	30,200 (15,100) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】

◎同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料
年齢の1番目に高い児童が全額・年齢の2番目に高い児童が半額()内の額になります。(備考3で説明)

◎同一世帯から3人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料
年齢の3番目に高い児童以降の保育料が無料【 】内の額になります。(備考3で説明)

中野市保育料表

(別表1) 平成22年10月1日

在籍する児童の属する世帯の階層区分			保育料額(月額)		
階層	定	義	3歳	3歳児	4歳
			未満児		以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0
第2-1	第1階層及び第4-1階層を 前年度分の 市町村民税 非課税世帯 の所得税非課 税世帯	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2-2		上記以外の世帯	7,300 (3,650) 【 0】	5,000 (2,500) 【 0】	5,000 (2,500) 【 0】
第3-1	前年度分の市町村民税課税世帯	母子・障害者等のいる世帯	8,800 (4,400) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】
第3-2		上記以外の世帯	13,300 (6,650) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】
第4-1	第1階層を除 き、前年分の 所得税課税 世帯	前年分の所得税額が 12,000円未満の世帯	19,600 (9,800) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】
第4-2		12,000円以上 40,000円未満の世帯	25,700 (12,850) 【 0】	21,800 (10,900) 【 0】	20,300 (10,150) 【 0】
第5		40,000円以上 103,000円未満の世帯	40,000 (20,000) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】	23,800 (11,900) 【 0】
第6	世帯	103,000円以上 413,000円未満の世帯	49,800 (24,900) 【 0】	29,200 (14,600) 【 0】	26,200 (13,100) 【 0】
第7		413,000円以上の世帯	53,100 (26,550) 【 0】	31,400 (15,700) 【 0】	26,900 (13,450) 【 0】
第8	734,000円以上の世帯		56,400 (28,200) 【 0】	33,700 (16,850) 【 0】	27,600 (13,800) 【 0】

◎同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料
年齢の1番目に高い児童が全額・年齢の2番目に高い児童が半額()内の額になります。(備考4で説明)

◎同一世帯から3人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料
年齢の3番目に高い児童以降の保育料が無料【 】内の額になります。(備考4で説明)

備考

- 1 税額については、配当控除、住宅取得控除、国税電子申告・納税システムなどの特別控除は控除前の額を適用する。
- 2 母子世帯等及び在宅障害者のいる世帯のうち第3階層に該当する世帯については、1階層下位の階層に認定するものとする。
 ※ 母子世帯等とは、母子及び寡婦福祉法の規定に基づく配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、かつ祖父母、叔父、叔母等と同居していない世帯とする。
 ※ 在宅障害者のいる世帯とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている者と同居している世帯であり、手帳又は受給証書の写しを提出した世帯とする。
- 3 第2～2階層から第7階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料は次のとおりとする。

児童の年齢区分	保育料額
ア 2番目に年齢が高い児童 (同年齢の児童が2人以上いる場合は、いずれかの児童を年齢の高い児童とみなす。)	保育料表に定める額×0.5 (中段)
イ ア及び最も年齢が高い児童を除く児童	無料 (下段)

- 4 備考3の規定にかかわらず、同一世帯に中学3年生以下の入所児童の父母の子を3人以上有する世帯の第3子以降の入所児童の保育料の額を、別表1に定める保育料の額及び備考3の規定による保育料の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 5 所得税の適用について、1月から6月までの間は、保育料表の「前年分」を「前々年分」と読み替え、市町村民税の適用について、4月から6月までの間は、「前年度分」を「前々年度分」と読み替えるものとする。

(別表2) ○入所利用料(私的契約児) (月額)

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
50,200円	30,200円	26,700円

※備考3及び備考4の取扱いについては適用することとする。

(別表3) ○長時間保育利用料 (月額)

区 分	利用区分	金 額				
		第 1 種	第 2 種	第 3 種		
世帯区分	利用区分	平日 午前7時45分～8時30分 午後4時30分～5時45分 土曜日 午前7時45分～8時30分 正午～午後1時 午後1時～午後6時(特別長時間)	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時 土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後6時(特別長時間)	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時30分 土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後6時(特別長時間)		
		生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	1日	0円	0円	0円
		午前	0円	0円	0円	
		午後	0円	0円	0円	
前年分所得税非課税世帯	特別長時間	0円	0円	0円		
	1日	3,000円(1,500円)	4,000円(2,000円)	5,000円(2,500円)		
	午前	900円(450円)	1,300円(650円)	1,300円(650円)		
	午後	2,100円(1,050円)	2,700円(1,350円)	3,700円(1,850円)		
前年分所得税課税世帯	特別長時間	1,800円	1,500円	1,500円		
	1日	4,000円(2,000円)	5,500円(2,750円)	6,500円(3,250円)		
	午前	1,200円(600円)	1,800円(900円)	1,800円(900円)		
	午後	2,800円(1,400円)	3,700円(1,850円)	4,700円(2,350円)		
	特別長時間	1,800円	1,500円	1,500円		

※()内は1ヶ月12日までの利用の場合の料金

第3種を利用できる保育所は、西町保育園・みよし保育園・平野保育園・みなみ保育園・たかやしろ保育園・豊井保育園の6園です。特別長時間を利用できる保育所は、西町保育園・みよし保育園・平野保育園の3園です。

備考

- 1 税額については、配当控除、住宅取得控除、国税電子申告・納税システムなどの特別控除は控除前の額を適用する。
- 2 母子世帯等とは、母子及び寡婦福祉法の規定に基づく配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、かつ祖父母、叔父、叔母等と同居していない世帯とする。
- 3 在宅障害者のいる世帯とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている者と同居している世帯であり、手帳又は受給証書の写しを提出した世帯とする。
- 4 第2～2階層から第8階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料は次のとおりとする。

児童の年齢区分	保育料額
ア 2番目に年齢が高い児童 (同年齢の児童が2人以上いる場合は、いずれかの児童を年齢の高い児童とみなす。)	保育料表に定める額×0.5 (中段)
イ ア及び最も年齢が高い児童を除く児童	無料 (下段)

- 5 備考4の規定にかかわらず、同一世帯に中学3年生以下の入所児童の父母の子を3人以上有する世帯の第3子以降の入所児童の保育料の額を、別表1に定める保育料の額及び備考3の規定による保育料の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 6 所得税の適用について、1月から6月までの間は、保育料表の「前年分」を「前々年分」と読み替え、市町村民税の適用について、4月から6月までの間は、「前年度分」を「前々年度分」と読み替えるものとする。

(別表2) ○入所利用料(私的契約児) (月額)

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
56,400円	33,700円	27,600円

※備考4及び備考5の取扱いについては適用することとする。

(別表3) ○長時間保育利用料 (月額)

区 分	利用区分	金 額				
		第 1 種	第 2 種	第 3 種		
世帯区分	利用区分	平日 午前7時45分～8時30分 午後4時30分～5時45分 土曜日 午前7時45分～8時30分 正午～午後1時 午後1時～午後6時(特別長時間)	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時 土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後6時(特別長時間)	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時30分 土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後6時(特別長時間)		
		生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	1日	0円	0円	0円
		午前	0円	0円	0円	
		午後	0円	0円	0円	
前年分所得税非課税世帯	特別長時間	0円	0円	0円		
	1日	3,000円(1,500円)	4,000円(2,000円)	5,000円(2,500円)		
	午前	900円(450円)	1,300円(650円)	1,300円(650円)		
	午後	2,100円(1,050円)	2,700円(1,350円)	3,700円(1,850円)		
前年分所得税課税世帯	特別長時間	1,800円	1,500円	1,500円		
	1日	4,000円(2,000円)	5,500円(2,750円)	6,500円(3,250円)		
	午前	1,200円(600円)	1,800円(900円)	1,800円(900円)		
	午後	2,800円(1,400円)	3,700円(1,850円)	4,700円(2,350円)		
	特別長時間	1,800円	1,500円	1,500円		

※()内は1ヶ月12日までの利用の場合の料金

第3種を利用できる保育所は、西町保育園・みよし保育園・平野保育園・みなみ保育園・たかやしろ保育園・豊井保育園の6園です。特別長時間を利用できる保育所は、西町保育園・みよし保育園・平野保育園の3園です。

(別表4)

○一時的保育利用料(1回)

区 分	8時間以内	4時間以内	延長料
3歳未満児	2,200円	1,100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	200円

※給食費については、実費(1回100円)をいただきます。

(別表5)

○事業内容

利用区分	利用対象	実施保育所
(1)臨時保育	保護者の労働、職業訓練、就学又は傷病等の事由により、断続的に家庭保育が困難になる児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、豊井
(2)緊急保育	保護者の傷病、災害、事故又は冠婚葬祭等の事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、豊井
(3)リフレッシュ保育	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、一時的に保育を必要とする児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、豊井



(別表4)

○一時的保育利用料(1回)

区 分	8時間以内	4時間以内	延長料
3歳未満児	2,200円	1,100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	200円

※給食費については、実費(1回100円)をいただきます。

(別表5)

○事業内容

利用区分	利用対象	実施保育所
(1)臨時保育	保護者の労働、職業訓練、就学又は傷病等の事由により、断続的に家庭保育が困難になる児童を保育する	みなみ、平岡、たかやしろ、豊井
(2)緊急保育	保護者の傷病、災害、事故又は冠婚葬祭等の事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童を保育する	みなみ、平岡、たかやしろ、豊井
(3)リフレッシュ保育	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、一時的に保育を必要とする児童を保育する	みなみ、平岡、たかやしろ、豊井

国の徴収基準に対する中野市の徴収割合

平成22年度保育所徴収金基準額表(国徴収金基準額)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合		
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0		
第2-1階層	市町村民税非課税世帯	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0	
第2-2階層			上記以外の世帯	9,000	6,000	6,000
第3-1階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	母子・障害者等のいる世帯	18,500	15,500	15,500
第3-2階層			上記以外の世帯	19,500	16,500	16,500
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000	27,000 (保育単価限度)	27,000 (保育単価限度)	
第5階層			40,000円以上 103,000円未満	44,500	41,500 (33,795) (保育単価限度)	41,500 (27,695) (保育単価限度)
第6階層			103,000円以上 413,000円未満	61,000	58,000 (33,795) (保育単価限度)	58,000 (27,695) (保育単価限度)
第7階層			413,000円以上 734,000円未満	80,000	77,000 (33,795) (保育単価限度)	77,000 (27,695) (保育単価限度)
第8階層			734,000円以上	104,000 (80,165) (保育単価限度)	101,000 (33,795) (保育単価限度)	101,000 (27,695) (保育単価限度)



平成22年度保育所徴収金基準額表(中野市徴収金基準額)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合		
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0		
第2-1階層	市町村民税非課税世帯	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0	
第2-2階層			上記以外の世帯	7,300 81.1%	5,000 83.3%	5,000 83.3%
第3-1階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	母子・障害者等のいる世帯	8,800 47.5%	5,800 37.4%	5,800 37.4%
第3-2階層			上記以外の世帯	13,300 68.2%	9,800 59.4%	9,800 59.4%
第4-1階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000円未満	19,600 65.3%	17,100 63.3%	17,100 63.3%	
第4-2階層			12,000円以上 40,000円未満	25,700 85.7%	21,800 80.7%	20,300 75.2%
第5階層			40,000円以上 103,000円未満	40,000 89.9%	26,700 64.3%	23,800 57.3%
第6階層			103,000円以上 413,000円未満	49,800 81.6%	29,200 50.3%	26,200 45.2%
第7階層			413,000円以上 734,000円未満	53,100 66.4%	31,400 40.8%	26,900 34.9%
第8階層	734,000円以上	56,400 54.2%	33,700 33.4%	27,600 27.3%		

平成22年度 市保育料改定試算

中野市分	年間保育 延べ人員 ①	支 弁 総 額 ②	1人当り 支弁額 ②÷①	国徴収金 ③	市調定額 ④	軽 減 額 ③-④=⑤	1人当り 国徴収金 ③÷①=⑥	1人当り 市保育料 ④÷①=⑦	1人当り 軽減額 ⑥-⑦	軽減率 % ⑤÷③	アップ率	
											国	市
平成元年	15,223	463,938,730	30,476	293,635,870	259,573,820	34,062,050	19,288	17,051	2,237	11.60%	3.79	3.17
平成2年	14,350	487,749,010	33,989	298,087,110	251,743,415	46,343,695	20,772	17,543	3,229	15.55%	4.55	0.00
平成3年	14,571	532,650,520	36,555	323,658,690	270,903,265	52,755,425	22,212	18,592	3,620	16.30%	6.02	4.66
平成4年	14,695	571,499,800	38,890	347,631,890	284,788,955	62,842,935	23,656	19,380	4,276	18.08%	5.39	0.00
平成5年	15,143	612,381,420	40,439	371,624,110	301,121,610	70,502,500	24,540	19,885	4,655	18.97%	4.01	1.35
平成6年	14,141	574,964,990	40,659	358,467,590	289,578,420	68,889,170	25,349	20,478	4,871	19.22%	3.72	1.66
平成7年	13,879	587,710,730	42,345	388,568,040	299,592,065	88,975,975	27,996	21,586	6,410	22.90%	2.28	0.00
平成8年	13,997	611,653,310	43,698	390,751,920	302,484,750	88,267,170	27,916	21,611	6,305	22.59%	2.48	△ 0.53
平成9年	13,919	649,664,450	46,674	405,732,720	308,003,530	97,729,190	29,149	22,128	7,021	24.09%	1.63	0.26
平成10年	14,630	673,281,720	46,020	418,066,760	320,640,708	97,426,052	28,575	21,917	6,658	23.30%	0.05	1.05
平成11年	14,593	664,265,370	45,519	401,004,480	309,709,735	91,294,745	27,479	21,223	6,256	22.77%	0.00	0.00
平成12年	14,852	680,714,210	45,833	393,624,380	295,032,493	98,591,887	26,503	19,865	6,638	25.05%	△ 2.45	△ 4.52
平成13年	14,229	688,805,540	48,408	386,680,930	286,932,737	99,748,193	27,175	20,165	7,010	25.80%	△ 5.30	△ 2.68
平成14年	14,298	684,148,040	47,849	370,639,410	281,937,836	88,701,574	25,922	19,719	6,203	23.93%	0.00	0.00
平成15年	14,546	693,067,410	47,646	361,732,160	272,424,649	89,307,511	24,868	18,728	6,140	24.69%	0.00	△ 1.72
平成16年	15,111	714,288,270	47,269	364,724,390	273,010,451	91,713,939	24,136	18,067	6,069	25.15%	0.00	△ 1.02
平成17年	16,472	776,041,170	47,112	418,956,810	307,709,963	111,246,847	25,434	18,681	6,753	26.55%	0.00	0.00
平成18年	16,344	767,193,470	46,940	417,701,260	310,271,506	107,429,754	25,556	18,984	6,572	25.72%	0.00	0.00
平成19年	16,159	767,769,070	47,513	393,402,050	300,328,115	93,073,935	24,345	18,586	5,759	23.66%	0.00	0.00
平成20年	15,516	737,627,550	47,539	389,536,940	295,585,292	93,951,648	25,105	19,050	6,055	24.12%	0.00	0.00
平成21年	15,076	751,185,920	49,826	379,057,380	287,913,326	91,144,054	25,143	19,097	6,046	24.04%	0.00	0.00
平成22年	14,712	710,850,720	48,317	368,042,580	257,947,020	110,095,560	25,016	17,533	7,483	29.91%	1.99	0.07

※平成22年については4/1から5/1までの入所実績により見込んだ数値。

※平成16年以前のデータについては、旧中野市分のみの数値

平成22年度保育料改定資料

19市保育料軽減額等調書

コード	保育料 市名	平成18年度						平成19年度						平成20年度						平成21年度								
		一人当りの月 平均保育料	順位	一人当りの 軽減額	順位	軽減率%	順位	一人当りの月 平均保育料	順位	一人当りの 軽減額	順位	軽減率%	順位	一人当りの月 平均保育料	順位	一人当りの 軽減額	順位	軽減率%	順位	延児童数	国徴収金 (千円)	市保育料 (千円)	一人当りの月 平均保育料	順位	一人当りの 軽減額	順位	軽減率%	順位
1	長野市	20,406	9	8,058	3	28.31	4	20,305	10	7,300	8	26.44	9	20,305	9	7,300	9	26.44	7	98,802	2,716,004	1,980,365	20,044	9	7,446	8	27.09	6
2	松本市	19,093	4	6,577	8	25.62	7	19,020	3	6,841	9	26.45	8	19,302	7	6,891	11	26.31	9	61,924	1,604,976	1,175,196	18,978	5	6,940	10	26.78	7
3	上田市	20,204	8	6,774	7	25.11	8	20,305	11	6,582	10	24.48	10	20,414	10	6,830	12	25.07	12	30,297	817,931	599,567	19,790	8	7,207	9	26.70	8
4	岡谷市	19,707	6	8,443	1	29.99	2	20,388	12	7,696	6	27.40	6	20,432	11	7,606	5	27.13	6	14,932	418,988	307,750	20,610	11	7,450	7	26.55	9
5	飯田市	21,485	12	5,631	14	20.77	14	19,165	5	7,894	5	29.17	3	19,059	6	8,244	4	30.19	4	36,977	971,000	675,516	18,269	1	7,991	5	30.43	3
6	諏訪市	32,497	19	6,430	10	16.52	15	22,629	17	5,603	15	19.85	15	23,028	18	5,581	15	19.51	15	15,812	461,737	369,953	23,397	17	5,805	15	19.88	16
7	須坂市	20,741	11	6,407	11	23.60	11	21,189	13	6,012	13	22.10	14	21,680	14	6,134	13	22.05	14	15,599	439,113	334,934	21,472	14	6,679	11	23.72	13
8	小諸市	21,969	15	3,649	18	14.25	18	21,576	15	3,582	18	14.24	18	22,081	16	3,667	18	14.24	18	7,700	197,273	156,719	20,353	10	5,267	16	20.56	15
9	伊那市	21,818	14	6,289	12	22.38	12	19,904	7	8,132	3	29.01	4	18,319	2	8,910	2	32.72	2	26,405	738,625	488,497	18,500	3	9,473	3	33.86	2
10	駒ヶ根市	21,551	13	7,020	6	24.57	10	21,225	14	7,959	4	27.27	7	21,547	13	7,505	7	25.83	11	10,605	304,329	224,526	21,172	13	7,525	6	26.22	10
12	大町市	18,964	2	8,373	2	30.63	1	19,056	4	8,770	1	31.52	1	17,439	1	10,550	1	37.69	1	7,525	206,834	144,158	19,157	7	8,329	4	30.30	4
13	飯山市	19,224	5	6,289	13	24.65	9	20,072	8	6,135	12	23.41	13	19,602	8	6,919	10	26.09	10	7,883	196,927	146,907	18,636	4	6,345	12	25.40	11
14	茅野市	22,771	17	4,061	16	15.13	16	23,001	18	3,954	17	14.67	17	21,918	15	4,585	16	17.30	16	20,811	553,458	459,603	22,085	15	4,510	17	16.96	17
15	塩尻市	19,793	7	7,349	5	27.08	5	19,765	6	8,431	2	29.90	2	19,054	5	7,525	6	28.31	5	20,607	726,357	378,778	18,381	2	16,867	1	47.85	1
16	千曲市	18,790	1	7,699	4	29.07	3	18,790	2	7,421	7	28.31	5	18,980	3	8,342	3	30.53	3	11,225	533,409	373,352	33,261	19	14,259	2	30.01	5
17	佐久市	22,228	16	3,919	17	14.99	17	21,924	16	4,082	16	15.70	16	22,528	17	4,126	17	15.48	17	28,845	773,009	650,524	22,552	16	4,246	18	15.85	18
18	東御市	20,525	10	5,445	15	20.97	13	20,131	9	6,347	11	23.97	11	20,485	12	7,314	8	26.31	8	9,788	263,886	202,632	20,702	12	6,258	13	23.21	14
19	安曇野市	23,915	18	2,407	19	9.14	19	24,559	19	1,482	19	5.69	19	23,535	19	2,303	19	8.91	19	25,972	686,419	618,326	23,807	18	2,622	19	9.92	19
11	中野市	18,984	3	6,573	9	25.72	6	18,586	1	5,760	14	23.66	12	19,050	4	6,055	14	24.12	13	15,076	379,057	287,913	19,097	6	6,046	14	24.04	12
	平均	21,298		6,179		22.55		20,610		6,315		23.33		20,461		6,652		24.43		24,568	683,649	503,959	21,066		7,435		25.54	

平成22年度 保育園児童数一覧表

平成22年4月1日現在

(人)

保育園	公私	定員	入所児童数							合計
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		
みなみ	公	180	通常		4	17	23	23	35	102
			私的				1			1
			広域			1		1		2
			計		4	18	24	24	35	105
平野	公	210	通常	4	21	22	54	46	51	198
			私的					1	1	2
			広域							
			計	4	21	22	54	47	52	200
西町	公	120	通常	4	8	17	25	19	33	106
			私的					1		1
			広域							
			計	4	8	17	25	20	33	107
松川	公	160	通常	4	14	15	43	35	40	151
			私的				2			2
			広域				1			1
			計	4	14	15	46	35	40	154
みよし	公	90	通常	2	13	9	18	29	26	97
			私的			1		1		2
			広域					1		1
			計	2	13	10	18	31	26	100
高丘	公	140	通常		12	17	22	27	32	110
			私的				1		1	2
			広域				1		1	2
			計		12	17	24	27	34	114
長丘	公	80	通常		2	5	12	11	13	43
			私的				1		1	2
			広域							
			計		2	5	13	11	14	45
平岡	公	150	通常		10	20	33	29	29	121
			私的			1	3		1	5
			広域			1				1
			計		10	22	36	29	30	127
たかやしろ	公	120	通常		7	8	22	21	25	83
			私的				1			1
			広域			1	1		2	4
			計		7	9	24	21	27	88
永田	公	60	通常		2	5	7	12	13	39
			私的							
			広域							
			計		2	5	7	12	13	39
豊井	公	120	通常		4	11	19	12	11	57
			私的				2			2
			広域					1		1
			計		4	11	21	13	11	60
市内公立計	1,430	通常	14	97	146	278	264	308	1,107	
		私的			2	11	3	4	20	
		広域			3	3	3	3	12	
		計	14	97	151	292	270	315	1,139	
ひよこ	私	90	通常	5	18	17	14	18	13	85
			私的							
			広域		1	1	1	2	2	7
			計	5	19	18	15	20	15	92
市内私立計	90	通常	5	18	17	14	18	13	85	
		私的								
		広域		1	1	1	2	2	7	
		計	5	19	18	15	20	15	92	
市内公・私立小計		通常	19	115	163	292	282	321	1,192	
		私的			2	11	3	4	20	
		広域		1	4	4	5	5	19	
		計	19	116	169	307	290	330	1,231	
市外公・私立小計		通常	4	7	6	4	4	3	28	
		私的								
		広域								
		計	4	7	6	4	4	3	28	
総計		通常	23	122	169	296	286	324	1,220	
		私的			2	11	3	4	20	
		広域		1	4	4	5	5	19	
		計	23	123	175	311	294	333	1,259	

○中野市保育所運営審議会条例

平成17年4月1日条例第96号

中野市保育所運営審議会条例

(設置)

第1条 中野市保育所条例（平成17年中野市条例第95号）第6条に規定する保育料並びに中野市保育所利用料徴収条例（平成17年中野市条例第97号）第2条に規定する費用及び運営に関し必要な事項について、市長の諮問に応じ審議するため、中野市保育所運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童委員
- (2) 保育所に入所している児童の保護者
- (3) 識見を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

保育所運営審議会委員名簿

(任期 平成21年4月1日～平成23年3月31日)

(敬称略)

	氏名	備考
会長	みつい 三井 ひろし 寛	民生児童委員
副会長	くろいわ 黒岩 まちこ 町子	中野市女性団体連絡協議会
委員	こばやし 小林 よしなり 良成	民生児童委員
委員	えいざわ 永沢 みきえ 江	主任児童委員
委員	ふじまき 藤巻 きよかず 清一	中野市区長会長
委員	やまぐち 山口 ゆうこ 優子	西町保育園 保護者会長
委員	ながはり 長張 むつみ 美	長丘保育園 保護者会長
委員	いわもと 岩本 すすむ 進	ひよこ保育園 父母の会会長